



本部オルグが開催されました。



第3回拡大地本委員会（8月25日金）にて本部組織局の年間の取組みである本部オルグが開催され、大西本部副委員長と平林岐阜地本委員長により、2017年度労働協約改定交渉要求（案）の説明を受けました。また各支部長から支部の実態や会社諸施策に対して活発な意見交換を行いました。

- (1) 勤務時間の特例の変更について
 - ・時差勤務Aの所定時間は6時間とし、計画的な時間外は実施しない。なお、前日の終業時刻から当日始業時刻まで8時間以上の休憩を付与しなければならない。
- (2) 育児勤務適応対象者の拡大について
 - ・適応対象者 小学3年生までの子の育児を必要とする者。
- (3) 再雇用者の傷病休暇について
 - ・業務外の傷病または家族の介護および家族の看護のため休務が必要な場合は、別に定める範囲で傷病休暇を付与する。
 - ・なお、使用にあたっては当該年度につき5日を限度として、1日、半日および時間単位での分割取得を認める。
- (4) 30年勤続表彰者について
 - ・表彰は社長名表彰状および旅行券20万円の授与をもって行う。なお旅行券は分割使用を認める。
- (5) 駐車料金補助について
 - ・2000円を超過した金額に対し、超過した金額相当額を駐車料金補助として支給する。
- (6) 通勤手当の日額単価変更について
 - ・車両維持費相当額を15円とする。
- (7) 有料道路等の利用条件緩和について
 - ・有料道路等を利用した場合、有料道路等の利用による全経路の距離の増加が一般道路を走行した場合に比べ15km以内である（下線部の削除）
- (8) 手当の新設について
 - ・出向手当 一般役付職10,000円 一般職 7,000円
 - ・研修生指導員手当 1日につき300円（教育センターに所属する期間とする）
- (9) 転勤旅費住宅区分の明文化について
 - ・社員寮から代用寮の新設。
- (10) 帰省旅費支給限度の変更について
 - ・月3回を4回とし、2か月間で6回限度を8回とする。
- (11) 帰省旅費支給限度の変更について
 - ・月3回を4回とし、2か月間で6回限度を8回とする。
- (12) 被服類の貸与数変更について
 - ・事務現場服及びズボン、貸与数夏冬共4着。
- (13) カフェテリアプラン付与ポイントについて
 - ・現行20ポイントを30ポイントに増やす。